

I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートPBXサービス） 【現改比較表】 2022年6月29日現在

～2022年6月28日

2022年6月29日～

別記

1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

(1)～(6) (略)

(7) スマートPBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

別記

1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

(1)～(6) (略)

(7) スマートPBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

区 分		弁済金の金額
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	通信チャンネルが4チャンネルのもの	<u>10,800円</u>
	通信チャンネルが8チャンネルのもの	<u>21,600円</u>
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	通信チャンネルが4チャンネルのもの	<u>10,800円</u>
	通信チャンネルが8チャンネルのもの	<u>21,600円</u>
音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの		<u>86,400円</u>

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

11 第13条(利用料金の支払義務)並びに共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)及び共通編第31条の2(設備費の支払い義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注)この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

11 第13条(利用料金の支払義務)並びに共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)及び共通編第31条の2(設備費の支払い義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

11の2 11に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

- (1) 別記1(ボイスモードゲートウェイ装置の提供等)の(7)に規定する弁済金については、消費税相当額を加算しません。
- (2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

	<p>(3) <u>11に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。</u></p>
	<p><u>附 則（令和4年6月23日 A P S 1 第00935163号）</u> <u>この改正規定は、令和4年6月29日から実施します。</u></p>